

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為や、わいせつな言辞（言葉・言葉遣い）、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動禁止3か月～12か月
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止12か月～24か月
性的言動により、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者が心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止無期限

表4. 指導対象者、関係者等に対する体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導（いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等）（以下「不適切な指導」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	厳重注意 ※保護者の処分を含む
不適切な指導の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止3か月～12か月
不適切な指導の内容にかかわらず、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡に至った ③被害者が心身に重大な傷害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限（新）

表5. 所属チーム等における横領、窃取、詐欺、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	厳重注意 ※保護者の処分を含む
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②他の目的に流用した ③刑事処分をされた	活動禁止無期限